

# デイサービスセンター高草「通所介護及び第1号通所事業」重要事項説明書

## 1 事業所の概要

通所系サービス

事業所名	社会福祉法人 葉月会	
所在地 及び 電話番号	藤枝市岡部町内谷 1334-4 054-659-3948 (直通) 054-667-5000	
提供可能サービス及び 介護保険事業所番号	1 通所介護 2 第1号通所事業	2275200026 号 " 号
管 理 者	サービス種類	氏 名
	1 通所介護 2 第1号通所事業	牧田 展治 "
サービス提供地域	1 通所介護 2 第1号通所事業	藤枝市・焼津市 "

## 2 事業所の職員体制

職 種	人 員
管 理 者	1名
生活相談員	基準1名以上
看 護 師	基準1名以上
介 護 員	基準6名以上
機能訓練指導員	基準1名以上

2024年4月1日 現在 (兼務含む)

## 3 サービスの内容

「通所介護サービス」は、事業者が管理運営する特定の施設に通って、当該施設において、入浴及び食事の提供（これらに伴う介護を含む）、生活等に関する相談・助言・健康状態の確認その他利用者に必要な日常生活上の世話をを行うサービスです。

(1)サービス実施時間：月曜日から土曜日とする。

ただし、年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く。

9：10～16：30までとする。

(2)サービス内容：送迎・食事・バイタルチェック・口腔機能維持・入浴・レクリエーション活動

(3)サービス提供にあたっては、個別の「通所介護計画書」に沿って計画的に提供します。

(4)サービス提供にあたり、知り得た個人情報の使用については、別紙同意書に基づき取り扱います。

## 4 緊急時の対応

通所介護従事者等は、通所介護を実施中に、利用者の心身の症状に急変、その他緊急事態が発生したときは、速やかに家族又はあらかじめ指定された医療機関へ連絡や搬送等必要な措置を講じます。

## 5 サービス利用料

(1)利用者の方にお支払いいただく利用者負担金は、次表のとおりです。

〈通所介護【デイサービスセンター高草】利用料〉

区分	要介護度	単位	利用料	利用者負担額【1割】	利用者負担額【2割】	利用者負担額【3割】
大規模通所介護(Ⅰ) 7時間以上 8時間未満	要介護1	629	6,378	637	1,275	1,913
	要介護2	744	7,544	754	1,508	2,263
	要介護3	861	8,730	873	1,746	2,619
	要介護4	980	9,937	993	1,987	2,981
	要介護5	1,097	11,123	1,112	2,224	3,336

(通所介護)

☑	加算名称	単位	利用料	利用者負担額【1割】	利用者負担額【2割】	利用者負担額【3割】	
		基準					
<input type="checkbox"/>	入浴介助加算	日	40	405	40	81	121
<input type="checkbox"/>	口腔機能向上加算	回	150	1,521	152	304	456
<input type="checkbox"/>	送迎を行わない場合の減算	片道	-47	-476	-47	-95	-142
<input type="checkbox"/>	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	回	22	223	22	44	66
<input type="checkbox"/>	科学的介護推進体制加算	月	40	405	40	81	121

加算名称	加算減算割合
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の9.2%を加算

所定単位数・・・基本サービス費に各種加算・減算を加えた総単位数

- ・事業所が送迎を行わない場合 -47単位(片道につき)が減算されます。
- ・口腔機能向上加算 1回:150単位/月2回限度(他事業所を含む)が、ご利用状況に応じて加算されます。

〈第1号通所事業 利用料〉

区分	利用時間	利用回数	単位	利用料	利用者負担額【1割】	利用者負担額【2割】	利用者負担額【3割】
要支援1	5h以上	週1回程度	1,798	18,231	1,823	3,646	5,469
要支援2	5h以上	週2回程度	3,621	36,716	3,671	7,343	11,014

サービス提供体制強化加算(Ⅰ)

要支援1	88	892	89	178
要支援2	176	1,784	178	356

名称	加算・減算割合
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の9.2%を加算

※所定単位数とは基本サービス費に各種加算・減算を加えた単位数です。

※藤枝市及び焼津市では地域区分が「7級地」であるため、単位数に10.14円を乗じた利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額が自己負担となります。

(2)その他料金について

- 昼食、おやつ代 770円/1日
- 新規用品セット代金(連絡帳、連絡帳袋、口腔ケアセットなど：初回のみ)300円
- 連絡帳袋 100円
- 紙オムツ、リハビリパンツ 実費
- 尿とりパッド 実費
- 理美容代金 2,100円(カットのみ)

注)ご自宅に対応できない方のみで対応させていただきます。

- 医療材料費(ガーゼ、チューブ等) 実費
- レクリエーション活動材料費等 実費
- その他日用品費 実費

※□内に印の付いている費用につきましては、必要時にはお知らせし、介護保険ご利用料金と共に引き落としをさせていただきます。

(3)利用料金については利用月翌月の毎月27日(金融機関が休業日の場合は翌営業日)に、ご指定の金融機関の口座より口座振替させていただきます。

(4)キャンセル料

利用当日、9:30までに、お休みの連絡がない場合、食事代金770円のキャンセル料が発生します。

## 6 持ち物・その他

(1)医療関係

- ・内服薬、外用薬、医療処置用物品等(主治医の指示のもとご持参下さい)
- ・経管栄養食(必要な物品を含む)

(2)排泄用品

紙オムツ、リハビリパンツ、尿とりパッド等

(施設の物品を使用した場合、前述の料金をいただきます)

## 7. 利用者様相談窓口担当

- ・サービスに関するご質問や苦情については、下記の担当が対応いたします。

相談員：川村敦子・大石哲之

受付時間：8:30～17:30

電話：①054-667-5000、②054-667-5001

FAX：054-667-2229

※下表の機関にも苦情を申し立てることができます。

連絡先	所在地	電話番号
静岡県福祉サービス運営適正化委員会	静岡市葵区駿府町1-70	054-254-5248
静岡県国民健康保険団体連合会苦情受付窓口	静岡市葵区春日2丁目4-34	054-253-5590
藤枝市健康福祉部地域包括ケア推進課	藤枝市岡出山1丁目11-1	054-643-3225
焼津市健康福祉部介護保険課	焼津市本町5丁目6-1	054-626-1159
静岡市保健福祉長寿局健康福祉部介護保険課	静岡市葵区追手町5番1号	054-221-1088
遠藤 宣之(第三者委員)		054-668-0753
仲野 みつ代(第三者委員)		054-628-3018

## 8 その他

### (1)非常災害対策

非常災害に備え、具体的な計画を策定し、地域住民にもご参加いただき日頃より避難救助訓練、研修を行っていきます。

### (2)虐待防止

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者の設置等の必要な措置を講じます。

### (3)感染症の予防、発生時の対応

感染症が発生、まん延しないよう委員会の開催、指針を整備、研修および訓練の実施等、必要な措置を講じます。

### (4)ハラスメント対策

当事業所は雇用分野における男女の均等な機会及び待遇の確保、男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策に取り組みます。

### (5)業務継続計画

業務継続計画（BCP）の策定、感染症や非常災害の発生時において、業務を継続的に実施、再開するための計画を策定し、必要な研修及び訓練を定期的で開催するなどの措置を講じます。

### (6)利用者代理人

利用者は、代理人を選任して契約を締結させることができ、また契約に定める権利の行使と義務の履行を代理し行わせることができます。

